

外国企業が上場しやすい市場とするための提言

～ アジアのメイン・マーケット実現のために ～

平成 22 年 11 月
株式会社 東京証券取引所

1 . 外国株市場を取り巻く現状

- 日本経済の低迷とともに、東証上場外国企業数は減少の一途。
- 一方、アジア主要取引所においては、経済成長等を背景に、上場外国企業の数が増加している。

アジア主要取引所における時価総額の推移

(単位：10億ドル) 括弧内は対東京比

取引所	2005年末	2010年9月末	〔対05年比〕
香港	1,054 (23.1%)	2,535 (81.2%)	+140.4%
上海	286 (6.3%)	2,468 (79.0%)	+762.6%
深セン	115 (2.5%)	1,099 (35.2%)	+850.3%
中国3市場計	1,456 (31.9%)	6,103 (195.4%)	+319.0%
韓国	718 (15.7%)	987 (31.6%)	+37.6%
シンガポール	257 (5.6%)	597 (19.1%)	+132.1%
台湾	476 (10.4%)	684 (21.9%)	+43.9%
東京	4,572	3,123	-25.1%

香港、上海、深センの合計

アジア主要取引所における上場外国会社数の推移

(単位：社)

取引所	2005年末	2010年9月末	〔対05年比〕
香港	9	14	+5社
韓国	0	16	+16社
シンガポール	122	315	+193社
台湾	5	20	+15社
東京	28	12	-16社

各取引所とも、国際金融マーケットとしての地位獲得に注力

〔東証における外国企業上場に向けた取組み〕

上場審査は、原則として全て英語で対応
 本国市場における上場実績を勘案した上場審査を行う仕組みを整備
 新規上場料及び年間上場料の優遇

効果は限定的

〔東証上場外国企業数の減少の要因〕

日本経済の低迷に伴い、東京市場における流動性が更に低下
 東証上場により得られるメリットに比し、東証上場に伴う負担感が顕在化

2 . 新成長戦略と東証の上場誘致戦略

(1)新成長戦略において、「アジアのメイン・マーケット(国際金融市場)の地位の確立」が目標とされた。

その実現のためには、東京市場への外国企業の上場誘致が求められる。

投資魅力の高い外国企業が東京市場へ上場することによって、我が国の投資者が外国企業に投資しやすくなるため、新成長戦略に掲げられたもう一つの目標である「国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大」にも寄与。

(2)東証はこれまでの誘致戦略を見直し、海外主要市場に既に上場し、当該市場で投資者保護が図られている企業に対し、東京市場への重複上場に向けた誘致活動を積極的に展開する方針。

【東証における誘致戦略の見直し】

➤欧米ブルーチップ企業を中心とした重複上場外国企業の撤退
日本経済の低迷等に伴い、上場メリットが減少。重複上場に伴う負担感が顕在化

➤外国企業による単独上場の低迷
海外の未上場企業から良質な企業を多数発掘することは困難。また、本国市場での投資者保護が期待できないことに伴う問題点も浮上



今後のターゲット企業

➤東証上場会社として得られるビジネスメリット(知名度向上など)に利点を見出す企業であって、

本国市場で既に投資者保護が図られている企業(重複上場)

【東証における取組みの方向性】

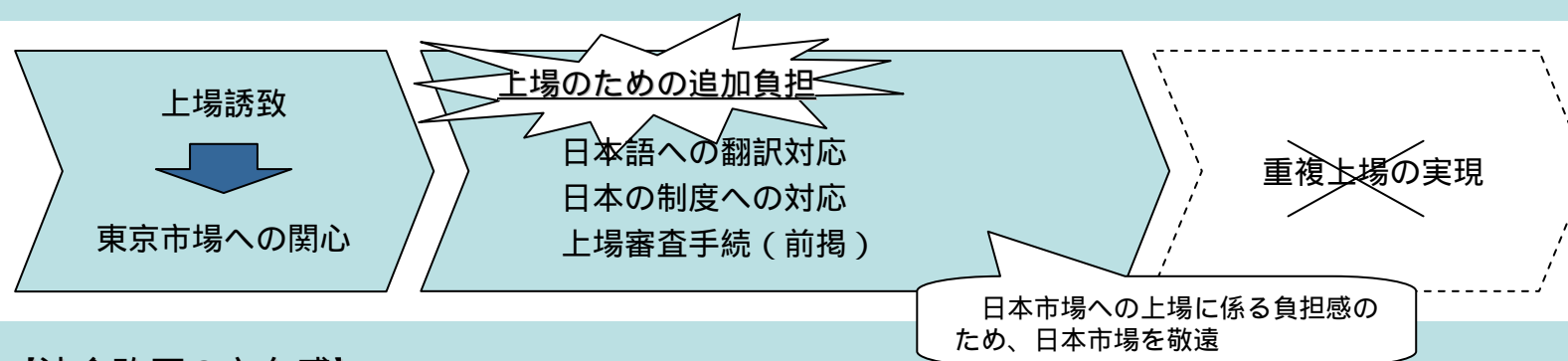
海外主要取引所の上場外国企業については、海外市場における上場実績を尊重し、基本的には審査不要とすることで、速やかな上場を可能とする。

適時開示については、全て英語での開示を可とする。

人員体制の強化や外国人社員の採用、積極的なトップ外交など、上場誘致活動を更に強化する。

3 . 法令改正が必要な点

日本経済の低迷を背景に、日本市場への関心が低下。
海外企業からは「日本への上場はコストに見合うメリットがない」と見られている。
重複上場の実現には、上場に伴う負担感を取り除く必要がある。
そのためには、ストレスなしに上場ができるよう、法制度の見直しが必要。



【法令改正の方向感】

- (1) 有価証券報告書等の法定開示書類について、英文のみでの開示ができるようにする。
- (2) 海外主要市場に上場している外国企業について、上場に伴う各種の日本の制度への対応のための負担をできる限り軽減する。

【背景等】

- ✓ 個人投資家が、法定開示の対象となっていない海外市場の外国株を、我が国証券会社を通じて購入する動きが活発化している実態がある。
- ✓ 上場誘致活動の現場において、日本の制度への対応や日本語への翻訳に係る負担が最も問題視されている。
- ✓ 現在も英文開示制度は存在するものの、手続き（日本語による要約や対照表の作成等）に負担感がある。また、四半期報告、内部統制、親会社開示への対応についても負担を感じている。
- ✓ 特に、海外主要市場に上場している外国企業は既に本国での規制に服していることから、日本に上場すると我が国の規制が二重に適用されることになり、負担が大きいと受け止める傾向にある。

4．外国会社による英文開示について

➤日本で上場する際のストレスを低減し、上場しやすくするため、以下の点について見直すべきではないか。

(1) 重複上場外国会社における法定開示

a．有価証券報告書等の継続開示書類について、海外の有報等を提出すれば足りることとする。

＜有報を例に言えば、＞

- ・日本語翻訳（重要部分の要約）を不要とする。
- ・有報記載事項と海外の有報の対照表を不要とする。
- ・有報記載事項で海外の有報に記載されていない事項を記載した書類を不要とする。

b．海外市場で英語以外の言語で開示している会社についても、英文開示の対象とする。

c．有価証券届出書等の発行開示書類及び臨時報告書についても、有報等と同様の取扱いとする。

(2) 日本に単独上場する外国会社における法定開示

日本に単独上場する外国会社について、有報等、有価証券届出書等、臨時報告書について、英語のみの書類を提出すれば足りることとする。

東証は、英文開示を行う企業についての基本的な情報を東証ホームページ上に掲載する予定。

(参考) 東証上場外国会社数の推移

